

2021年12月10日

蘭越町議会議長富樫順悦殿
蘭越町総務文教委員会委員長難波修二殿
蘭越町議員各位

陳情者

北海道磯谷郡蘭越町富岡 1035-3

野村一也



陳情の審査方法に関する意見書

本意見書の対象となる陳情

陳情の件名

チセヌプリスキー場の売却にかかる入札談合行為と背任疑惑の真相究明を求める陳情

当該陳情の構成

陳情人は、陳情を次に示す文書で構成し、一枚のディスクに収めて議会に提出した。

1. [陳情書](#)
2. [一連する問題の要覧](#)
3. [陳情趣意書](#)
4. [証拠説明書](#)
5. 証拠（1号証から42号証まで）

なお、陳情の件名に「入札談合行為と背任疑惑」が含まれているとおり、陳情は、刑事告発を想定したものである。町職員らによる経済犯罪の可能性を指摘するにあたって、A4サイズの紙1枚に収まるはずもなく、陳情は、表紙である陳情書、陳情内容を立証するための陳情趣意書、その証拠をまとめた証拠説明書他で構成されていた。

控訴審において、控訴状が単なる意思表示、控訴趣意書に具体的な控訴理由とその内容が示されるように、陳情の本体は陳情趣意書である。なお、陳情人

が陳情書と陳情趣意書に分けたのは、当時の事務局長の求めに応じたものである。

公文書に基づく事実

蘭越町総務常任委員会での審査経緯

- 2021年6月30日 13:28-15:05、[陳情者に対する陳情調査](#)
- 2021年7月21日 13:30-15:15、[山内副町長に対する陳情調査](#)
- 2021年7月21日 16:35-16:50、[総務文教常任委員会における議事](#)
- 2021年9月2日、[総務文教常任委員会における議事](#)
- 2021年9月15日、総務文教委員会は、陳情の不採択を議会に報告した。
- 2021年9月21日、町議会は[陳情の審査結果について](#)を陳情人に送付した。
- 2021年11月、町議会は[議会だより No.184](#)に審査結果全文を掲載した。

陳情人は、蘭越町議会が書き起こした議事録を参照のうえ、本意見書を記述した。議会が保有する文書なので添付しないが、陳述人が以下に示す内容は、蘭越町議会が作成した議事録を根拠としている。

なお、本意見書が12月10日となったのは、確認すべき町議会の議事録が開示されたのが、11月25日であったためである。

ところで、蘭越町議会では常任委員会の議事録を録っていない。総務文教委員会においても議事録はなく、あるのは「〇〇について協議した」といった程度の極めて表面的な会議要点記録しか残されていないかった。[\(2017年以降の総務文教委員会会議要点記録\)](#)

総務常任委員会における本陳情に関する議事において、倶知安町・二セコ町議会並みの議事録が作成されたのは、陳情人が求めに応じた結果である。

意見の趣旨

陳情人の陳情に対する2021(R3)年9月21日付け「陳情の審査結果について」は、客観的事実に照らす作業が文章に表われておらず、公平性に欠けている。また、陳情内容を尊重するどころか、陳情書の言葉を書き換えている箇所さえ存在することが示すとおり、公正さに欠けている。また、主観的な表現が目立ち、論理的な構成がほとんど見られない。

理由を添えることなく陳情人の陳情内容を切り捨てる一方、町長と副町長に対しては、「人格高潔」などと、人格を礼賛するかのような言葉でまとめられている。実務より形式が優先する就任の儀式で使うならまだし、公正な判断が求められる審査において、使うべき言葉でないことは明白である。二元代表制の一翼として、議会が執行部を監視する責務に対する自覚が、蘭越町議会に欠如していることを疑わざるを得ない。

それゆえ、陳情人は、本意見書に対する蘭越町議会の回答と、審査のやり直しを求める。

意見の根拠

一 蘭越町議会による当該陳情の審査方法の問題

- 1 委員会の公開ないし透明化に対する事前協議の問題
 - (1) 開催期日前、陳情人は、委員会の公開を求めたが、委員会は拒否した。
 - (2) 開催期日前、陳情人は、自分が説明する様子を動画に記録することを求めたが、委員会は拒否した。
 - (3) 開催当日、陳情人は、公平性を保つために、委員会が録音するなら、陳情人も録音することを求めたが、委員会はそれを拒否した。
 - (4) 陳情人は、法律家でなければ理解困難な部分が陳情に多くあることから、委員会が弁護士を手配し、説明に参加させることを、議会事務局に求めたが、委員会は拒否した。
- 2 陳情人調査において陳情人の発言を制約した問題
 - (1) 委員会は、陳情者の説明に 30 分しか与えず、延長を求める陳情者の要求を頑なに拒んだ。
 - (2) 陳情者の説明後、永井議員は、刑事訴訟の基本的なことさえ知らずに、ただの誹謗中傷だ、裁判所に行くべきだ、といった主張を繰り返した。
 - (3) 難波委員長は、永井議員の独演を許す一方、永井議員に対する陳情者の反論を一方向的に制止し、陳情人調査を終了させた。
 - (4) 2021 年 7 月 8 日、陳情者は、蘭越町議会に対し、[上申書](#)で謝罪を求めた。
 - (5) 同年 8 月 3 日、富樫議長と難波議員は、上申書に[文書](#)で回答した。
- 3 委員会の議事録には、陳情趣意書に書かれた内容を審査した記録がない。
 - (1) 陳情者および山内副町長が説明と質疑応答を除けば、委員会の議事は、7 月 21 日の 16:35-16:50、たったの 15 分に過ぎない。その 15 分

の議事で難波委員長が答申案をひとりで作成することを提起し、それで終了した。

- (2) 9月2日は、総務文教常任委員会のなかの一議題として扱われている。そこで難波委員長は、審査結果を自身で書き起こすことを提案した。
- (3) 唯一、踏み込んだ議論が記録された連帯保証人の件については、山内副町長が陳情調査において説明したことを受けている。
- (4) なお、陳情人の控訴趣意書において、連帯保証人以前の選択肢として転貸が可能であり、本来そうすべきであったことについて、証拠を添えて説明している。

控訴趣意書より各段落のタイトルのみを抜粋

8. 北海道（後志振興局森林室）への責任転嫁
 - I. 転貸等の禁止の条文には、「甲の承認を得ないで」転貸することができないと示されているに過ぎない。
 - II. 北海道と蘭越町との道有林野賃貸借契約は、更新ではなく、1年毎の再契約なので、事前協議を前提にすれば、再契約時に契約内容を変更することが可能。
 - III. 実際、北海道が転貸を認めたケースが存在する。

二 難波委員長が書き起こした「陳情の審査結果について」の問題

審査理由として書いてあることは、山内副町長に対する陳情調査における山内副町長の言葉を引用したに過ぎない。また、陳情者が提出した証拠および証拠に基づく問題提起についての評価は、何ら含まれていない。以下、具体的に指摘する。

- 1 1回目応募企業に対し、非常識かつ高圧的な対応により、破談を誘導したとの指摘について

審査結果は、山内副町長に対する陳情調査における山内副町長の言葉を事実として採用しているが、採用した理由が添えられていない。以下、具体的に示す。

- i 陳情人が陳情趣意書に証拠を添えて示した以下の事実はまったく評価されていない。

- ii 連帯保証人以前に転貸か、それとも賃借権譲渡なのか、U Tグループに示されていない。
 - iii 山内氏ができないとした転貸が可能であったこと。
 - iv U Tグループとの面談における対応記録において、宮谷内町長と山内副町長（当時総務課長）が発した高圧的な言葉が記録されている。
- 2 2回目公募を不適切な時期に実施し、応募者なしの実績を作り大幅値下げの材料としたとの指摘について
- i 審査結果は、正月を含む40日間の公募と当初価格からの8割引きを「妥当な判断」としたが、そう判断した具体的または客観的な理由はなにも示されていない。
 - ii なお、7月21日の山内副町長に対する陳情調査の議事録によれば、山内副町長は、会計上の固定資産としての残存価格だけで売却額を正当化している。周辺相場の検討は為されていない。また、国定公園内で独占的な事業を行い得る賃借権の価値は認識できていない。
- 3 3回目公募において、選定が公正に実施されていないとの指摘について
- i この項については、ただ、表面的な事実を並べ、「一連の作業は公正適切であると認めれます」とされているに過ぎない。何ら理由は添えられておらず、公正さのかけらさえ存在しない。
 - ii 「選定が公正に実施されていないとの指摘はあたらない」と断定しながら、陳情者が証拠を添えて説明した内容に対する評価は一切ない。
- 4 売却先企業が提案内容と異なる事業を行っているとの指摘について
- まず、陳情者が陳情書の4番目に記した内容を次に示す。
- 売却先企業が公募時の提案内容と異なる事業を行っているにもかかわらず、蘭越町はそれを容認している。
- 一方、審査結果は、この質問に答えていない。そして、リフトの架け替えに話しをすり替えて回答している。

なお、陳情者は、陳情書の4番目に記した内容の問題について、陳情趣意書において、より具体的に記している。

JRTが実施している事業については、次の問題がある。

1. 主たる事業として提案したスキーレッスンは実施されていない。
2. 早朝限定であったはずのCATスキーは、極めて少人数を客とする全山終日貸切り型の運用がなされている。

(3と4は省略)

つまり、提案された事業が行われず、提案にない事業だけが行われることによって、地域振興どころか、来訪さえ敬遠される事態が引き起こされている。これは売却価額の不当引下げとは別の損害である。

《[甲22](#)》《[甲23](#)》に示した通り、金秀行と山内勲は、JRTが提案と異なる事業を行うことを容認するばかりであった。金秀行と山内勲には、蘭越町に損害を与えた上、さらに現状を容認する『特別な事情』があるようなので、その調査を併せて求める。

審査結果は、陳情趣意書のこの箇所に触れず、縷々、リフト架け替えの可能性ばかりを強調しており、陳情内容を無視した結論の書き方には、悪辣ささえ感じられる。

三 所感

蘭越町に限らず、すべての地方自治体は二元代表制を採っている。その目的は、抑制と均衡によって緊張関係を保ちながら、議会が執行機関と対等の機関として、自治体の運営の基本的な方針を決定し、執行機関を監視することにある。

議会には、執行機関を監視するための権限として、調査権、監査権、そして、不信任議決権が地方自治法に規定されている。これらは、刑事訴訟法とは別の体系である。それゆえ、永井議員がアピールした「(陳情人は議会でなく) 裁判所に行くべき」という主張は失当である。それを文書で上申した、陳情人の上申書に対し、蘭越町議会も議会が執行機関を監視する権限があることを理解していないことを示している。

なお、全国の市町村議会を見渡せば、本会議や委員会に出席するだけでなく、議事以外の時間で、公金支出やその他の不正を監視する議員は少ないながら存在する。

陳情は、本来、町議会または町議員がなすべき公有財産の処分にかかる執行機関の不正監視を、町議員に代わって陳情人が無報酬で行い、それを議会に報告しているものである。

陳情人が蘭越町議会に提出した陳情書は、客観的な証拠で組み立てており、証拠の収集とその整理、そして陳述書を書く作業を合計すると、軽く400時間を超える時間をかけたものである。

総務常任委員会は、陳情説明において説明時間の不足を求める陳情人の要望を拒絶した。そして、陳情書の評価をわずか15分の議事ですませ、難波議員がひとりで結論案を書いている。そして、議会に答申された「陳情の審査結果について」は、陳情本体である陳情趣意書をまったく検討していないのみならず、4においては、表紙である陳情書の内容さえも無視して、内容となっている。

陳情を審理する具体的な手続きについて、何ら規定がないので、例規に反しているとは言えない。しかしながら、議会の審査結果は、陳情者が提出した陳情本体である陳情趣意書を参照せず、添付した証拠を評価せずに結論を結んでいる。また、客観的事実に照らした箇所も見られず、論理的に杜撰である。

住民の代表機関としての重要な役割を有しているはずの蘭越町議会が、論理性も公平性も欠いた審理を行うことは、民主主義システムの基盤に発生した機能不全である。

蘭越町議会が執行機関の監視どころか、町長と副町長に対しては、理由なく「人格高潔」などと持ち上げる場合は、なれ合い、あるいは、議会が執行機関の追認機関に成り下がっていることを示唆するものである。

議会と執行機関のなれ合いは、民主主義、つまり、「町民ファースト」や「町民が主役」の町政を阻害する極めて重大な問題である。

よって、陳情人は、本意見書に対する蘭越町議会の回答と、審査のやり直しを求める。

四 参照

なお、本陳情書および当該陳情にかかるすべての書類はインターネット上に公開する。

<https://rural-escape.com/petition/appeal.pdf>



証拠となる文書へのリンク（紙文書として見た場合、動作しません）

文書の作成日	文書の作成者	文書の名称または内容
2021.2.13	陳情者（野村一也）	陳情書
2021.2.13	陳情者	一連する問題の要覧
2021.2.13	陳情者	陳情趣意書
2021.2.13	陳情者	証拠説明書
2021.6.30	総務文教常任委員会	陳情者に対する陳情調査
2021.7.8	陳情者	総務文教常任委員会への上申書
2021.8.3	蘭越町議会	上申書に対する蘭越町議会の回答
2021.7.21	総務文教常任委員会	山内副町長に対する陳情調査
2021.7.21	総務文教常任委員会	総務文教常任委員会における議事
2021.9.2	総務文教常任委員会	総務文教常任委員会における議事
2021.9.5	陳情者（原本は蘭越町議会）	2017年以降の総務文教委員会 会議要点記録
2021.9.21	町議会	陳情の審査結果について
2021.7.8	陳情者	蘭越町議会の謝罪を求めた 上申書
2021.8.3	蘭越町議会	上申書に対するの 回答文書

以上